

意見書

区政会議本会における審議時間の実質について

令和8年3月18日

東淀川区区政会議

委員 光本陽子

1 意見提出の趣旨

本意見書は、東淀川区区政会議本会における審議時間の実態について、時間配分の観点から整理し、条例が予定する意見聴取および討議機能が実質的に担保されているかを検証することを目的とする。

2 本会審議時間の実質的内訳

令和8年2月開催の区政会議本会における時間配分は、概ね以下のとおりである。

- ・開会宣言から区行政による説明、議長・副議長による部会報告 約20分
- ・議長による審議整理、市議コメント、閉会挨拶 約6分30秒

以上より、委員による発言機会として予定され得る時間は、約3分30秒（210秒）にとどまる。

3 委員発言時間の実質

上記時間のうち、実際には区職員による応答が相当部分を占めることから、委員発言に充てられる時間はその約半分と考えられる。

$210\text{秒} \div 2 = \text{約}105\text{秒}$

これを委員25名で均等に配分した場合、 $105\text{秒} \div 25\text{人} = \text{約}4\text{秒} / \text{人}$

さらに、委員は発言時に所属および氏名を名乗る運用となっており、この発言に要する時間は約2秒程度である。

したがって、名乗りを除いた実質的発言時間は、約4秒 - 約2秒 = 約2秒となる。

4 制度との関係

条例第2条、第3条、第5条、第10条に照らせば、本会は意見表明、質疑応答、委員間討議、合意形成が可能であることを前提とする制度である。

しかし、委員1人あたりの実質発言時間が約2秒である場合、これらの機能を実質的に果たすことは物理的に困難である。

5 結論

本会審議時間の実質は、形式上は30分、実質的には委員1人あたり約2秒という構造となっている。

この時間構造のもとで制度機能が担保されているかについて、合理的根拠の説明を求める。

6 確認を求める事項

1. 委員発言時間の実質に関する検討の有無
2. 条例との整合性の判断根拠
3. 関連行政文書および決裁資料の有無